

商法 Chapter 5

Date
/Date
/Date
/

株式に関する次のア～オの記述のうち、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 公開会社でない株券発行会社において株券が発行されていない場合、株式を譲渡しようとする株主は、株式会社に対し、株券の発行を請求する必要がある。
- イ 株式会社は、定款に定めがあるときは、その保有する自己株式について、剰余金の配当をすることができる。
- ウ 株式無償割当てによって自己株式の数は増加するが、株式の分割によって自己株式の数は増加しない。
- エ 株式無償割当てによって、株主の有する株式とは異なる種類の株式を取得させることはできない。
- オ 子会社は、他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合、その親会社である株式会社の株式を取得することができる。

- 1 ア・エ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・オ

正解
2

[株式] 株式総合

ア 妥当である

公開会社でない株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）にかかる株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。）は、株主から請求がある時までは、株券を発行しないことができる（会社法215条4項）。他方、株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式にかかる株券を交付しなければ、その効力を生じない（同法128条1項本文）。したがって、公開会社でない株券発行会社において株券が発行されていない場合、株式を譲渡しようとする株主は、株式会社に対し、株券の発行を請求する必要がある。

イ 妥当でない

株式会社は、その保有する自己株式について、剰余金の配当をすることができない（同法453条かっこ書）。

ウ 妥当でない

株式無償割当てとは、株式会社が、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の株式を割り当てることをいう（同法185条）。自己株式については、株式無償割当てをすることができない（同法186条2項）ため、株式無償割当てによって自己株式の数は増加しない。他方、株式の分割とは、株式を細分化して従来よりも多数の株式とすることをいう（同法183条）。株式の分割においては、自己株式も分割され得るため、自己株式の数は増加し得る。

エ 妥当でない

株式無償割当て（同法185条）の場合、株主の有する株式と同一の株式のみならず、株主の有する株式とは異なる種類の株式を取得させることができる。なお、株式の分割（同法183条）の場合には、株主の有する種類の株式と同一の種類の株式が増加する。

オ 妥当である

子会社は、原則として、その親会社である株式会社の株式（親会社株式）を取得してはならない（同法135条1項）。もっとも、他の会社の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合には、親会社株式を取得することができる（同条2項1号）。

以上により、妥当なものの組合せは肢2であり、正解は2となる。